

高等教育の修学支援新制度及び日本学生支援機構奨学金 出願手続きについて

標記の奨学金の**2024 年度春学期定期採用の募集**を行います。制度の詳細については同封の「奨学金の案内」にて必ず確認し、出願を希望する場合は以下の内容を確認のうえ、期日までに手続きを行ってください。

なお、高等教育の修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）とは、日本学生支援機構から給付奨学金が支給されるほか、国より授業料等減免を受けることができる制度です。出願を希望する方は、日本学生支援機構の給付奨学金に出願してください。給付奨学金の採用となった方は、授業料減免の対象者にも該当します。

個人情報の取り扱いについて

日本学生支援機構奨学金及び大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の出願に際し、スカラネット上で入力された情報及び提出書類等に記載された情報は、関西大学で定める個人情報保護方針に基づき、奨学金業務及び授業料減免業務のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、出願者の情報が日本学生支援機構、文部科学省、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には一切利用されません。

I 出願手続き及びスケジュールについて

手続き項目	内 容							
1 募 集 奨 学 金	・日本学生支援機構 給付奨学金〈修学支援新制度〉 ・日本学生支援機構 貸与奨学金（第一種・第二種） ※同封の日本学生支援機構奨学金の「奨学金案内」（水色及びピンク色の冊子）にて、制度内容や出願資格等を事前によく確認してください。 ※出願手続きについては、本紙を参考にしてください。							
2 出願スケジュール （資料配布）	【資料配布期間】 2024 年3月 8 日（金）～22 日（金） 10:00～17:00 ※日曜日・祝日を除く ※3月22 日（金）の配布時間は各キャンパスの出願受付時間まで							
	【資料配布場所】							
	<table><tr><th>キャンパス</th><th>配付場所</th></tr><tr><td rowspan="2">千里山</td><td>凜風館1階 奨学支援グループ</td></tr><tr><td>誠之館2号館1階 多目的会議室前</td></tr><tr><td>千里山以外</td><td>各キャンパスの奨学金窓口</td></tr></table>	キャンパス	配付場所	千里山	凜風館1階 奨学支援グループ	誠之館2号館1階 多目的会議室前	千里山以外	各キャンパスの奨学金窓口
	キャンパス	配付場所						
	千里山	凜風館1階 奨学支援グループ						
誠之館2号館1階 多目的会議室前								
千里山以外	各キャンパスの奨学金窓口							
【出願手続きセット 配布資料】								
①出願の案内（本紙） ②2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書（共通） ③給付奨学金確認書（給付） ④学修計画書（給付） ⑤確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（貸与） ⑥スカラネット入力下書き用紙（給付・貸与） ⑦奨学金案内（給付・貸与） ⑧マイナンバー提出セット（共通）								

3 出願受付 (書類提出)	【受付場所及び日時】 <table><tr><th>キャンパス</th><th>受付場所</th><th>受付日時</th></tr><tr><td>千里山</td><td>誠之館2号館1階 多目的会議室</td><td>3/21(木)・3/22(金) 11:00~15:00</td></tr><tr><td>高槻</td><td>A棟2階 第2会議室</td><td>3/22(金) 11:30~13:00</td></tr><tr><td>高槻ミューズ</td><td>西館2階 マルチミーティングルーム1</td><td>3/22(金) 11:30~13:00</td></tr><tr><td>堺</td><td>A棟2階 会議室C</td><td>3/22(金) 11:30~13:00</td></tr></table> ※所属学部のキャンパスにて出願してください(原則として、他キャンパスでの受付はいたしません。やむを得ない事情がある場合は事前に各キャンパスの奨学金窓口にお問い合わせください)。	キャンパス	受付場所	受付日時	千里山	誠之館2号館1階 多目的会議室	3/21(木)・3/22(金) 11:00~15:00	高槻	A棟2階 第2会議室	3/22(金) 11:30~13:00	高槻ミューズ	西館2階 マルチミーティングルーム1	3/22(金) 11:30~13:00	堺	A棟2階 会議室C	3/22(金) 11:30~13:00
キャンパス	受付場所	受付日時														
千里山	誠之館2号館1階 多目的会議室	3/21(木)・3/22(金) 11:00~15:00														
高槻	A棟2階 第2会議室	3/22(金) 11:30~13:00														
高槻ミューズ	西館2階 マルチミーティングルーム1	3/22(金) 11:30~13:00														
堺	A棟2階 会議室C	3/22(金) 11:30~13:00														
4 出願書類	<table><tr><td rowspan="3">全員</td><td rowspan="3">給付奨学金〈修学支援新制度〉 を希望する場合</td><td>・2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書</td></tr><tr><td>・給付奨学金確認書</td></tr><tr><td>・学修計画書</td></tr><tr><td rowspan="3">該当者のみ</td><td rowspan="3">貸与奨学金を希望する場合</td><td>・2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書</td></tr><tr><td>・確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書</td></tr><tr><td>・在留カード(コピー)・特別永住者証明書(コピー)・住民票の写し(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているものいずれか1点 ※在留資格が「家族滞在」の場合は「出入国記録の写し」(原本)も必要。</td></tr><tr><td rowspan="2">該当者のみ</td><td>あなたが「日本国籍以外」で出願可能な在留資格を有する場合 ※詳細は「給付奨学金案内(P14)」又は「貸与奨学金案内(P8)」を参照</td><td>・施設等在籍証明書・児童(里親)委託証明書・措置解除決定通知書 等(コピー可)、満18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類</td></tr><tr><td>あなたが「社会的養護を必要とする人」である場合</td><td></td></tr></table> ※「給付奨学金確認書」及び「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」をコピーして使用する場合は、必ず両面印刷してください。	全員	給付奨学金〈修学支援新制度〉 を希望する場合	・2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書	・給付奨学金確認書	・学修計画書	該当者のみ	貸与奨学金を希望する場合	・2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書	・確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書	・在留カード(コピー)・特別永住者証明書(コピー)・住民票の写し(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているものいずれか1点 ※在留資格が「家族滞在」の場合は「出入国記録の写し」(原本)も必要。	該当者のみ	あなたが「日本国籍以外」で出願可能な在留資格を有する場合 ※詳細は「給付奨学金案内(P14)」又は「貸与奨学金案内(P8)」を参照	・施設等在籍証明書・児童(里親)委託証明書・措置解除決定通知書 等(コピー可)、満18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類	あなたが「社会的養護を必要とする人」である場合	
全員	給付奨学金〈修学支援新制度〉 を希望する場合			・2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書												
				・給付奨学金確認書												
		・学修計画書														
該当者のみ	貸与奨学金を希望する場合	・2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書														
		・確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書														
		・在留カード(コピー)・特別永住者証明書(コピー)・住民票の写し(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているものいずれか1点 ※在留資格が「家族滞在」の場合は「出入国記録の写し」(原本)も必要。														
該当者のみ	あなたが「日本国籍以外」で出願可能な在留資格を有する場合 ※詳細は「給付奨学金案内(P14)」又は「貸与奨学金案内(P8)」を参照	・施設等在籍証明書・児童(里親)委託証明書・措置解除決定通知書 等(コピー可)、満18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類														
	あなたが「社会的養護を必要とする人」である場合															
5 スカラネットの入力	【入力期間】 4月1日(月)~10日(水) 出願書類の提出者に対して交付される、スカラネット入力用のID・パスワードを使用し、奨学金の案内およびスカラネット入力下書き用紙を参考にスカラネットの入力を行ってください。 なお、給付奨学金と貸与奨学金を同時に出願する場合、スカラネット入力下書き用紙は【給付奨学金(貸与併用申込み用)】(水色)のものを使用してください。 ※スカラネットとは、日本学生支援機構の奨学金申込専用ホームページのことをいいます。このスカラネット上で必要事項を入力し、奨学金を申し込むことになります。															
6 マイナンバーの提出	スカラネット入力後1週間以内に、「マイナンバー提出セット」を用いてマイナンバーを日本学生支援機構に直接提出してください。マイナンバーの提出が遅れた場合は、採否結果が大幅に遅れる場合があります。 なお、奨学金では生計維持者は原則父母となります。無職の父母でも生計維持者に該当するため、必ずマイナンバーを提出してください。															
7 採否通知及び 奨学金振込日	【採否通知】 6月6日(木)〔予定〕 ※インフォメーションシステムの個人伝言にて通知します。 【振込日】 6月10日(月)〔予定〕 ※4月分から遡って支給されます。 ※マイナンバーの提出不備や日本学生支援機構での審査に時間を要した場合は、採否結果が大幅に遅れることがあります。															

Ⅱ 奨学金の学力基準について

奨学金の出願については、学力の基準と併せて、家計基準も満たす必要があります。家計基準については、同封の「奨学金の案内」を必ず確認してください。

1 給付奨学金〈修学支援新制度〉

学業成績等に係る基準は【表1】のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が【表2】の①～③のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

【表1】

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年以上を経過した人	次の①又は②のいずれかに該当すること ①GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること (注)標準単位数=2023年度の学年×(各学部の卒業所要単位数÷4) ※採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。該当する可能性のある方は奨学支援グループに相談してください。
入学後1年を経過していない人(2023年度秋学期入学者を含む)	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数で判定されます。

ただし、カリキュラム等の関係で、成績に問題はないが編入学後の標準単位数等に満たない場合は、編入学試験の成績等から総合的に判定します。

※入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、奨学支援グループに相談してください。

【表2】

①修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと ②修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること ③履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

※上記①～③のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、奨学支援グループに相談してください。

※編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で①～③のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

※判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

2 貸与奨学金

(1) 第一種奨学金のみ又は併用貸与

※第一種奨学金と第二種奨学金を併せて借りることを「併用貸与」といいます。

- ・新たに第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申請する場合
- ・既に第一種奨学金に採用されている方が、新たに第二種奨学金を申請する場合
- ・既に第二種奨学金に採用されている方が、新たに第一種奨学金を申請する場合 など

2～4年次生	次の①及び②の条件をともに満たしている者※1 ①下表の【出願基準単位数】を満たしていること ②大学における評定平均値(下欄の計算式による)が2.20以上の者
1年次生	次の条件を満たしている者※1 高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者※2
評定平均値 の計算式	評定平均値 = $\{(\text{「秀・優」の数} \times 3) + (\text{「良」の数} \times 2) + (\text{「可」の数} \times 1)\} \div \text{修得科目数}$ ※卒業所要単位数に算入することができる科目のみ計算に用い、小数点第3位を四捨五入する。(GPAとは異なりますので注意してください。)

※1 上記の学力基準を満たしていなくとも、以下に該当する方は学力基準を満たすものとして取り扱う場合があります。該当する方は奨学支援グループに相談してください。

- ・生計維持者の貸与額算定基準額が0円の方(算出方法は『貸与奨学金案内』のPIIを参照)
- ・生活保護受給世帯の方
- ・社会的養護を必要とする方(児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている方等)

※2 条件を満たしていない方で、高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が、3.5以上である場合は、その証明書をもって学力基準を満たすものとして取り扱います。該当する方は、必要な証明書類の案内をしますので、奨学支援グループに申し出てください。

また、「高卒認定試験」合格者、または帰国生徒入学試験等で本学に入学した際の高等学校調査書の評定平均値を持たない方は、奨学支援グループに相談してください。

(2) 第二種奨学金のみ

2～4年次生	下表の【出願基準単位数】を満たしていること ※第7・8学期生については、卒業見込みが確認できれば出願可能です。 ただし、標準修業年限を超える8学期生については対象外です。
1年次生	本学への入学をもって学力基準を満たす

【出願基準単位数】

在学学期数	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期
単位数	30	45	60	75	90	110

※在学学期数は2024年度春学期時点の在学学期数を示しています。(休学した学期を算入せず。)

※単位数は2023年度秋学期までに修得した科目のうち、卒業所要単位数に算入することのできる科目の合計単位数を示しています。

Ⅲ 奨学金の家計審査について

給付・貸与ともに収入については、マイナンバーにより取得した 2022 年分（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく 2023 年度住民税情報を用いて日本学生支援機構が審査します。

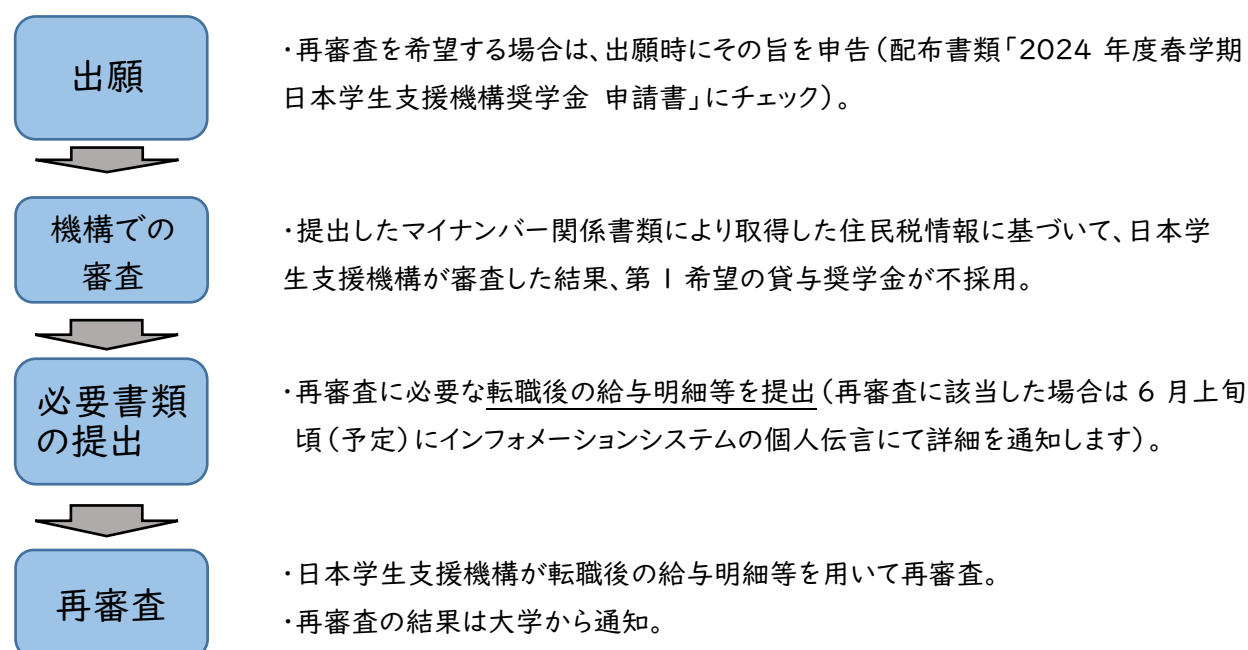
【貸与奨学金の審査上の注意点】

（１）生計維持者が 2022 年 1 月 2 日以降に転職（再就職）・起業している場合の取扱い

住民税情報に基づく審査の結果が第 1 希望とならなかった場合、希望により、転職後の減収した収入より再審査を受けることができます。

⇒再審査を希望する場合は、配布書類「2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書」【7】（1）の『貸与奨学金の審査結果が第 1 希望とならなかった場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望する』にチェックしてください。

「転職後の収入を用いて審査を行うフロー」



（２）生計維持者が 2022 年 1 月 2 日以降に失職している場合の取扱いについて

生計維持者の失職（退職、会社倒産、廃業）により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、緊急採用・応急採用への出願となります。

⇒配布書類「2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書」の『2022 年 1 月 2 日以降に失職しており、出願時点で再就職や起業等していないため、失職後の収入で審査を希望する。』にチェックし、『2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書』に記載の添付書類を出願書類と併せて提出してください。

なお、退職、廃業後に、出願時点で再就職や起業をしている場合は、定期採用の募集への出願となります。再就職後、前職より減収が見込まれる場合は、上記「（１）生計維持者が 2022 年 1 月 2 日以降に転職（再就職）・起業している場合の取扱い」に基づいて出願してください。

（３）その他の特別な状況について

生計維持者が死亡、離別、災害等に罹災した、事故・病気等により就労困難（休職による収入減少）、また同一生計の家族が事故・病気等となった、父母等による暴力等からの避難等の家計状況に特別な事情が生じた場合は、緊急採用・応急採用での出願も可能となります。緊急採用・応急採用については、直近の収入状況での判定が可能となる場合がありますので、家計に特別考慮すべき事情が生じた方は、事前に奨学支援グループに相談してください。

IV その他

1 高等教育の修学支援新制度及び日本学生支援機構奨学金の出願募集について

奨学支援グループのWebサイト(<https://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/news/4.html>)をご確認ください。



2 修学支援新制度の中間層への拡大について

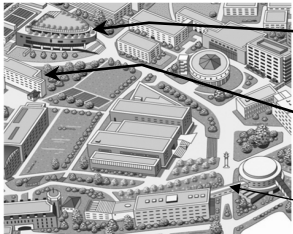
2024 年度から、多子世帯や理工農系の中間層に支援対象が拡大されます。詳細は、文部科学省のWebサイト「(令和6年度～)安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)をご確認ください。

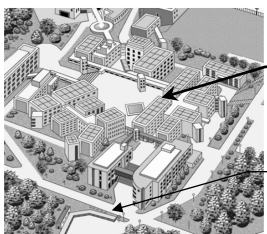


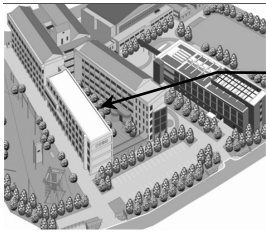
3 特別な事情に該当する場合について

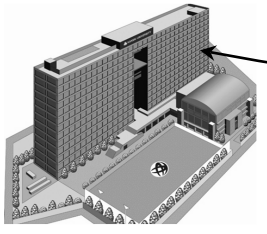
同封の「2024 年度春学期 日本学生支援機構奨学金 申請書」のその他、特別な事情(以下の①～③)に該当する方は、別途書類の提出が必要な場合がありますので出願時に申し出てください。

- ① 申込者本人・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合
- ② 申込者本人・生計維持者が海外に居住し、2023 年度(2022 年1月～12月分)の住民税が課税されていない場合
- ③ (給付奨学金のみ) 2023 年度に入学した本人が、入学前1年以内に離職することにより世帯収入の減少が見込まれる場合

千里山キャンパス
 凜風館1階 奨学支援グループ 誠之館2号館 1階 多目的会議室 正門
学生センター 奨学支援グループ
〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 窓口取扱時間/9:00～17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

高槻キャンパス
 A棟(管理・研究棟)1階 高槻キャンパスオフィス バス停留所(関西大学)
高槻キャンパスオフィス
〒569-1095 高槻市霊仙寺町2-1-1 窓口取扱時間/9:00～17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

堺キャンパス
 A棟 1階 堺キャンパス事務室
堺キャンパス事務室
〒590-8515 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1 窓口取扱時間/9:00～17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

高槻ミュージズキャンパス
 西館(大学・大学院学舎棟) 2階 ミューズオフィス
ミュージズオフィス
〒569-1098 高槻市白梅町7-1 窓口取扱時間/9:00～17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

相談特設電話:06-6368-1190

受付時間:10:00～17:00(土日・祝日・休業期間中を除く)